

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	公 告
○令和6年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課) 253	○企画提案の公募 (情報政策課) 255
○救急病院である旨の告示 (医療課) 254	○土地改良区の定款変更の認可 (南丹広域振興局) 257
○主要農作物の推奨品種等の指定 (農産課) 〃	○土地改良事業計画の変更認可 (〃) 〃
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託 (林業振興課) 255	○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 (京都林務事務所) 〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課) 〃	○道路の指定 (山城北土木事務所) 〃

## 告 示

### 京都府告示第193号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和6年度8・9・11月及び3・4月自衛官(自衛官候補生)の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者(ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。)で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条に定める欠格条項に該当しないもの

#### 2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)

イ 京都募集案内所

京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第5キョートビル1F)

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所

京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412 (シェモア河原町1F)

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所

福知山市駅前町9 (春風堂ビル1F)

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所

舞鶴市余部下1190

- カ 宇治地域事務所 (電話 (0773) 63-3272)  
宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)  
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 (電話 (0771) 24-4170)  
亀岡市古世町西内坪34の26  
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 (電話 (0772) 64-2498)  
京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル1F)  
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・身体検査期日	試験・検査会場
令和6年4月23日 (火)まで(必着)	令和6年5月7日(火) ・令和6年5月8日(水) のいずれか1日	任意の場所	令和6年5月12日(日) ・令和6年5月13日(月) のいずれか1日	陸上自衛隊桂駐屯地 (京都市西京区)
令和6年5月21日 (火)まで(必着)	令和6年6月3日(月) ・令和6年6月4日(火) のいずれか1日		令和6年6月8日(土)	海上自衛隊舞鶴教育隊 (舞鶴市)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで (必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部  
京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第194号

次の病院は、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期限
独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町27	令 6. 3. 15	令 9. 3. 14
医療法人社団淀さんせん会金井病院	伏見区淀木津町612の12	〃	〃



京都府告示第195号

京都府主要農作物 (水稻・麦類・豆類) の推奨品種及び推奨品種に準ずる品種を次のとおり定め、令和6年産の米・麦・豆から適用する。

なお、主要農作物の奨励品種等を定めた告示 (令和3年京都府告示第551号) は、令和5年産の米・麦・豆をもって廃止する。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 推奨品種

(1) 水稻

ア うるち

コシヒカリ、キヌヒカリ、京式部、京の輝き、ヒノヒカリ、祝2号 (酒造用)

イ もち

新羽二重糯

- (2) 麦類  
小麦  
せときらら

- (3) 大豆  
新丹波黒

- (4) 小豆  
京都大納言

2 推奨品種に準ずる品種

- (1) 水稲  
うるち  
五百万石（酒造用）
- (2) 麦類  
二条大麦  
ニューサチホゴールデン
- (3) 大豆  
オオツル



京都府告示第196号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、搬出材売払代金の徴収事務を令和6年3月26日から次の者に委託した。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

受託者 亀岡市千代川町今津1丁目4番11号  
岩本木材



京都府告示第197号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
特定非営利活動法人 happiness  
京都市南区唐橋川久保町1番地の20
- 2 支援業務を行う事務所の所在地  
京都市南区唐橋赤金町62番地の40

公 告

次のとおり企画提案の提出を求める。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 企画提案に係る事項

- (1) 業務の名称  
京都府内部事務アウトソーシング業務
- (2) 業務の内容  
京都府内部事務のアウトソーシング
- (3) 契約期間  
令和6年6月下旬（予定）から令和11年9月30日まで  
ただし、契約日から令和6年9月30日までを業務引継期間とする。
- (4) 上限額  
1,954,137,000円（税込）  
なお、上限額を超える額による提案があった場合は、失格とする。

(5) 業務の詳細

京都府内部事務アウトソーシング業務委託に係る企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）及び京都府内部事務アウトソーシング業務に係る企画提案書作成のための仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 手続等

- (1) 作成要領及び仕様書の交付場所並びに企画提案に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総合政策環境部情報政策課（京都府庁第1号館5階）  
電話番号（075）414-5961  
メールアドレス johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp  
上記の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」（<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>）からダウンロードすることができる。
- (2) 説明会の日時、場所等  
令和6年4月19日（金）午前11時から  
ZoomによるWeb会議形式で開催  
説明会への参加を希望する者は、令和6年4月18日（木）午後5時までに、(1)のメールアドレスへ会社名、連絡先、出席者名を記載したメールを送信することにより申し出ること（到達の確認を電話で行うこと）。別途、参加するためのURLを通知する。
- (3) 参加表明書の提出期限等  
ア 提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時

イ 提出場所  
 (1)に同じ。

ウ 提出方法  
 持参（平日の午前9時から午後5時までに行うこと。）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

エ 提出書類  
 作成要領の様式1による。

(4) 企画提案の提出期限等

ア 提出期限  
 令和6年5月28日（火）午後5時

イ 提出場所  
 (1)に同じ。

ウ 提出方法  
 持参（平日の午前9時から午後5時までに行うこと。）又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

(5) 企画提案の選定方法  
 企画提案の選定に当たっては、学識経験者等の外部有識者の意見を踏まえ、審査を行う。

3 企画提案に参加する者に必要な資格  
 企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、共同企業体又は共同提案の場合、(7)の実績要件については、社会保険業務と社会保険以外の業務を各構成員が分担して実績を有していれば足りるものとする。

なお、給与支払及び旅費支払業務については、特定の構成員が両方の実績を併せて有している必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定決定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(4) 府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、

又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(7) 国又は都道府県若しくは市町村において、給与支払、旅費支払及び社会保険に関する業務を受託した実績（給与計算対象人数が1万人以上の団体において、令和6年4月1日から起算して過去10年以内を委託期間に含む契約）を有すること。

(8) プライバシーマーク又はSRPⅡ認証を取得・保持していること。

4 企画提案の特定決定の取消し  
 次の要件のいずれかに該当する場合には、企画提案の特定決定を取り消すことがある。

(1) 3の資格のない者が企画提案書を提出した場合

(2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

(3) 作成要領及び仕様書に示した企画提案に関する要件に適合しない場合

(4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続の申立てがなされた場合

5 参加報酬  
 無報酬とする。

6 その他  
 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:  
 Outsourcing internal work in the Kyoto Prefectural Government

(2) Explanatory meeting for proposal submission:  
 11:00 a.m. Friday, 19 April 2024  
 Web conferencing with Zoom  
 Apply by email

(3) Deadline for proposal submission:  
 5:00 p.m. Tuesday, 28 May 2024

(4) For more information contact:  
 Information Policy Division, Kyoto Prefectural Government  
 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570  
 TEL: (075) 414-5961  
 Mail: johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、亀岡市篠町土地改良区の定款の変更を令和6年4月3日認可した。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業計画の変更については、令和6年4月2日認可した。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区
南丹市園部町大西井堰土地改良区営土地改良事業（維持管理）	南丹市園部町大西井堰

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京都市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
東京都杉並区天沼三丁目29番22号 P a s t e l 荻窪101  
中坂 克司
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和6年京都府告示第55号による。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年4月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	指定した道路の概要			
			位 置	延 長	幅 員	事業計画
6 山北土 建第411 号	令 6. 3. 28	京都府山 城北土木 事務所	城陽市富野中之芝79の2、80の2、81の2、81の4、82の2、84の1、上ノ芝2の5、2の8、2の9、3の2、3の4から3の7まで、3の9、3の40、3の41、3の82、3の85から3の92まで、4の1、5の2、6の2、7の2、49、50の2、52の4、53の2、54の2、100の2、101の2、102の2、103の2、104の1、104の2、104の乙、鷺坂山9の1、10の1、11の1、11の3、11の5、12の2、12の4、13の1、13の2、14の2、15の1、16の2、17の2、19の2、20の3、23の3、24の2、26の2、28の1、30の3、36の1、37の1、北角14、14の1、14の2、14の10、19、19の1、20の2、23の5、23の12、23の13、23の15、23の16、23の20、24の2、48の1、50の2、長谷山1の530、1の543、1の551、1の555、1の558、1の560から1の564まで、2の5の一部、2の15、18、19の1、20の6、20の12、21の1、22の3、22の4、23の2、23の5から23の7まで、24の5から24の7まで、25の3、25の5、25の6、31の3、34の2、35の2、36の4、37の3、39の3、40の3、41の4、42の1、52の5、52の6、60の3、62、66の3、67の4、69、狼谷1の5、1の45、1の66、1の77から1の82まで、1の101から1の106まで、1の108、1の110、1の112、中中山120の110、120の174、120の182から120の190まで、129の2、芦原68の100から68の103まで、68の111、68の133、68の141から68の145まで、68の147、73の3、奈島下小路11の78から11の81まで、11の93から11の95まで、11の97、上小路12の77、12の78、12の80、12の82、12の84、12の85、12の87、坊ヶ谷13の32、池ノ首14の4の一部、14の15の一部、14の60の一部、14の83、14の86、17の一部	4,790	m m 最小 15.0 最大 30.5	宇治都市計 画道路事業 3・3・207 号東部丘陵 線